

事務連絡
令和5年5月12日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官(旅行振興)
(公印省略)

国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する
政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の廃止について

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づき国家戦略特別区域として指定された地域内において地域限定旅行業を営む一定の者が選任する旅行業務取扱管理者については、国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成26年内閣府・国土交通省令第6号）において、観光庁長官が実施する研修の課程を修了したことをもって旅行業務取扱管理者試験の試験科目を一部免除する特例措置を設けているところ、当該特例措置について全国展開することとなったため、それに伴い、当該命令を廃止する改正を行いましたので周知いたします。

○内閣府令第三号
国土交通省令第三号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十六条の規定に基づき、国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令を次のように定める。

令和五年五月十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令

国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十六年^{内閣府令第六号}国土交通省令第六号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この命令の施行前にこの命令による廃止前の国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（次項及び附則第四項において「旧命令」という。）第一項の規定の適用を受けて旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十一條の三の規定による国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者は、同條の規定による地域限定旅行業務取扱管理者試験に合格した者とみなす。

3 この命令の施行前に交付した旧命令第一号様式による国内旅行業務取扱管理者試験合格証は、旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第八号様式による地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証とみなす。

4 この命令の施行の際現にされている旧命令第二項において読み替えて適用する旅行業法施行規則第十四条第二項の規定による国内旅行業務取扱管理者試験の合格証再交付申請書の提出は、同項の規定による地域限定旅行業務取扱管理者試験の合格証再交付申請書の提出とみなす。